

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 参加宣言の更新について



当制度における参加宣言の有効期間は参加宣言の日から**2年間**としていますが、皆様に「働きやすい職場環境づくり」に引き続き取り組んでいただくため、参加宣言有効期間及び更新手続き等について下記のとおりとします。

引き続き、認証取得に向けた取組を進めていただきますよう、お願いいたします。



項目	内容
1 参加宣言の有効期間	<p>参加宣言の有効期間は参加宣言の日から2年間とする。 ただし、当初宣言日の2年後の日の属する年度末日までに更新手続きを完了すれば、引き続き参加宣言事業所として扱うものとする。</p> <p>【例】平成30年度中(平成30年4月1日～平成31年3月31日まで)に参加宣言した事業所(※1)の参加宣言手続き期間は、令和3年3月31日まで</p> <p>(※1)認証事業所を除く。認証事業所は参加宣言更新の手続きは不要です。</p>
2 必要な手続き等	<p>①参加宣言更新届の提出(令和3年3月31日まで)【必須】 参加宣言事業所あてで、照会します。</p> <p>②参加宣言更新にかかる意向調査への回答【必須】 任意で「現状確認・取組予定表」を添付してください。</p> <p>参加宣言の有効期間は、有効期間満了日の2年後(令和5年3月31日)に延長されます。</p>
3 提出先	<p>〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青森県 健康福祉部</p> <p>【保育分野】 こどもみらい課 児童施設支援グループ 電話:017-734-9302 FAX:017-734-8091</p> <p>【障害福祉分野】 障害福祉課 障害福祉事業者グループ 電話:017-739-9308 FAX:017-734-8092</p>